解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年七月三十一日岡山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月二十日

岡山県倉敷市広江二丁目五番四一号

医療法人三浦医院

清算人　三浦　君枝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年七月三十一日岡山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月二十日

岡山県倉敷市茶屋町一六四三番地の六

医療法人なかのう歯科

清算人　中納　良秀

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年七月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月二十日

山梨県笛吹市石和町唐柏一〇〇〇番地七

山梨県トラック厚生年金基金

代表清算人　中村　昌訓

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年七月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月二十日

長野県長野市七瀬中町二一二

甲信越印刷工業厚生年金基金

代表清算人　倉田　剛

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年七月十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月二十日

大阪市中央区船場中央二丁目一番四―三〇一号

西日本電線工業厚生年金基金

代表清算人　鈴木　雅也

配当公告

愛知県岡崎市井田西町一七番地四

破産者　株式会社総商

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十五年（フ）第三四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八四八、一四〇、八五一円

一、配当をすることのできる金額

金二八、四五二、五七〇円

平成二十七年八月二十日

愛知県岡崎市吹矢町八九番地鶴田ビル二階

破産管財人　弁護士　中根　克弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道常呂郡訓子府町末広町一四番地、最後の住所北海道常呂郡訓子府町末広町一一九番地　被相続人　亡　髙田　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

事務所北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール一階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　昌博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県本宮市本宮字中條一六番地、最後の住所福島県本宮市本宮字上千束三番地特別養護老人ホームぽたん荘　被相続人　亡　袖山　シヅ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

福島県郡山市長者三丁目四番一号武田ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　門脇　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡塩谷町大字船生一八五〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　斎藤　光櫻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

栃木県日光市並木町七番地一〇

相続財産管理人　竹田　知史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市新栄町三七七〇番地七、最後の住所群馬県伊勢崎市韮塚町八四八番地一　特別養護老人ホーム恵風荘　被相続人　亡　中澤　司朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

群馬県前橋市石関町一二番地一

相続財産管理人　田部井寛人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市大字下南畑八一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大河内　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一

相続財産管理人　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市波崎五五六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅宮　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

千葉県千葉市中央区中央一丁目一一番一号　千葉中央ツインビル一号館九階

千葉セントラル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区鷺宮四丁目四八六番地、最後の住所川崎市川崎区藤崎三丁目六番一号ライフコミューン川崎　被相続人　亡　下玉利宗男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十日

川崎市中原区新丸子東二丁目九二五番地

白誠ビル二階

相続財産管理人　弁護士　長谷山尚城

第43期決算公告

平成27年8月20日

新潟県柏崎市駅前1丁目3番1号

北日本興産株式会社

代表取締役社長　深田　隆宣

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	56,208	流動負債	297,377
固定資産	594,040	固定負債	234,235
		株主資本	116,227
		資本金	10,000
		利益剰余金	106,227
		利益準備金	630
		その他利益剰余金	105,597
		（うち当期純利益）	(22,287)
		評価・換算差額等	2,408
		その他有価証券評価差額金	2,408
資産合計	650,248	負債・純資産合計	650,248